

新たな市指定重要文化財の指定について
次の物件を藤沢市指定重要文化財に指定する。

2021年（令和3年）1月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

指定物件

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 区分 | 有形文化財 |
| 文化財の種類 | 歴史資料 |
| 名称 | 江の島道入口鳥居の杵石 |
| 数量 | 1組 2基 |
| 所在地 | 藤沢市西富1-8-1 清浄光寺境内 |
| 管理者の住所・氏名 | 藤沢市西富1-8-1 宗教法人 清浄光寺 代表役人 加藤円住 |
| 指定物件の概要 | 江の島道入口に所在した鳥居の脚を受ける石 |

提案理由

この議案を提出したのは、当該物件の歴史的価値並びに希少価値を鑑み、藤沢市文化財保護条例第3条第1項の規定により藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図る必要による。

参 考

藤沢市文化財保護条例抜粋
(文化財の指定)

第3条 教育委員会は、この市の区域内に存する文化財のうち、この市にとって重要なものについて、有形文化財、無形文化財及び民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に、記念物を藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者(以下「所有者等」という。)の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

江の島道入口鳥居の沓石(くついし)

| | | |
|------|-------------|-----------|
| 指定名称 | 江の島道入口鳥居の沓石 | 1組2基 |
| 指定分野 | 歴史資料 | |
| 所在地 | 藤沢市西富1-8-1 | 清浄光寺境内 |
| 管理者 | 藤沢市西富1-8-1 | 宗教法人 清浄光寺 |
| | 代表役人 | 加藤円住 |

内 容

現在、清浄光寺(遊行寺)境内の遊行寺宝物館の入口両脇に置かれているが、もとは旧東海道から分かれて南下する江の島道入口にあった江島神社遥拝鳥居(一の鳥居)の沓石。文政六年(1823)に建てられた鳥居が、明治十三年(1880)十一月の藤沢宿大火にて焼失し、翌明治十四年四月に再建された際の沓石であることが、その銘文からわかる。

その後、明治三十年頃に鳥居は腐朽のため撤去されたようであるが、沓石はそのまま残置されていたところ、大正期の新道建設に際して、道路拡幅に妨げがあるとして、藤沢宿の人々により清浄光寺へと運ばれたとされている。

寸 法 縦・横 最大85cm×85cm 高さ 約50cm

特 色

各種浮世絵類に描かれる藤沢宿入り口の鳥居の沓石。鳥居の建て替えのため、明治期のものではあるが、藤沢宿のシンボリック的建造物の伝来実物資料として歴史的価値が高いものである。



宝物館入口左側



宝物館入口右側